

暗号資産関連デリバティブ取引業に係るマネー・ローンダリング及び
テロ資金供与対策に関する規則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規則は、協会の会員が暗号資産関連デリバティブ取引に係る業務（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号、以下「犯収法施行令」という。）第6条第1号に定める特定業務をいう。以下「暗号資産関連デリバティブ取引業務」という。）を行うに当たり、当該業務がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）に利用されることを防止するために遵守すべき事項を定めることを目的とする。

2 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務以外の暗号資産関連取引（資金決済法第2条第7項に規定する暗号資産交換業を除く。以下同じ。）に係る業務及び会員自らが事業活動として行う一切の業務に関し、本規則の内容に準じて、マネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（リスクベース・アプローチの実施）

第2条 会員は、自らが直面するリスク（顧客の業務に関するリスクを含む。）を適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務を行うに当たり、本規則のほか犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。）その他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則を遵守しなければならない。

2 会員は、その業務を行うに当たり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（平成30年2月6日金融庁、以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の「対応が求められる事項」を実施するとともに、「対応が期待される事項」の実施に努めなければならない。

第2章 リスク管理

（リスクの特定）

第4条 会員は、リスク評価に当たり、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産や取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定しなければならない。

2 前項の包括的かつ具体的な検証に当たっては、国によるリスク評価の結果等を勘案しつつ、暗号資産関連デリバティブ取引業務を行う業者が共通で有する特性に

加え、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮しなければならない。

- 3 国・地域について検証を行うに当たっては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering（FATF））や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握しなければならない。
- 4 新たに取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産や取引形態及び新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を行う場合、当該デリバティブ関連取扱暗号資産等を用いた取引の顧客への提供前に分析を行い、マネロン・テロ資金供与リスクを検証しなければならない。
- 5 マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、関係する全ての部門が連携・協働し、リスクの包括的かつ具体的な検証を行わなければならない。
- 6 会員自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産及び取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握することに努めなければならない。
- 7 一定量の疑わしい取引の届出がある場合、単に法令に従い届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、部門・拠点間等の比較等を行って、自らのリスクの検証の実効性の向上に努めなければならない。

（リスクの評価）

第5条 会員は、リスク評価の全社の方針及び具体的手法を確立し、当該方針等に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づく評価を実施しなければならない。

- 2 会員は、リスク評価の結果を文書化（電磁ファイル化した文書を含む。）し、当該結果を踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討しなければならない。
- 3 会員は、定期的にはリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直さなければならない。
- 4 会員の経営陣は、リスク評価の過程に関与し、リスク評価の結果を承認しなければならない。
- 5 会員は、自らが提供するデリバティブ関連取扱暗号資産・サービスや、取引形態、国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、機動的な見直しに努めなければならない。

- 6 会員は、前各項に基づいてリスク評価を行う場合には、特定取引以外の取引について、一律にリスクが低いものとして取り扱うことなく、その内容等を十分に斟酌して評価しなければならない。

(顧客毎のリスク評価)

第6条 会員は、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産及び取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果、取引開始時、継続時、終了時に確認した情報を総合的に考慮し、全ての顧客について、リスク評価を実施しなければならない。また、リスクの高低を客観的に示す指標（顧客リスク格付）を導入し、これを随時見直すなど、継続的かつ実効性のある体制の整備に努めなければならない。

(リスクの低減)

第7条 会員は、自らが特定・評価したリスクを前提に、商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施しなければならない。

- 2 会員は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講じなければならない。
- 3 会員は、リスクの高い取引を受注又は執行した場合には、顧客による出金を一時停止するなど、リスク管理上必要な未然防止措置の実施に努めなければならない。
- 4 会員は、協会その他各種業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講じなければならない。

第3章 顧客管理

(顧客受入方針の策定)

第8条 会員は、自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針（以下「顧客受入方針」という。）を定めなければならない。

- 2 顧客受入方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用するデリバティブ関連取扱暗号資産・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案しなければならない。

(信頼に足る証跡の取得)

第9条 会員は、顧客及びその実質的支配者の本人特定事項（犯収法第4条第1項第1

号に定める事項をいう。以下同じ。)を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証拠を求めてこれを行わなければならない。

(顧客スクリーニング)

第10条 会員は、顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リストとの照合、顧客及びその実質的支配者等が反社会的勢力等に該当するか否かの確認など、必要な措置を講じ、顧客受入方針に照らし当該顧客との間で取引を実施することが可能か否か判断しなければならない。

2 会員は、前項の判断を的確に行うため、信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、事業規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築しなければならない。

(顧客管理の強度調整)

第11条 会員は、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下の各号に掲げる措置その他会員が必要とする方法をもって厳格な顧客管理を実施しなければならない。

(1) 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手し、取引モニタリング等において参照すること

(2) 当該顧客との取引の実施等につき、あらかじめ、第34条の規定により選任された統括管理者又はその委任を受けた特定の者(第1線(第36条に定める意味をいう。)から独立した第2線(第36条に定める意味をいう。)の役職員であって、マネロン・テロ資金供与対策に関する知識・経験を有する者として取締役会で承認した者に限る。)の承認を得ること

(3) リスク評価の結果に応じて、リスクが高いと判断した顧客について直ちに取引モニタリングの敷居値を厳格化する、調査頻度を高める等の管理強化や、顧客情報の定期的な調査においては、その頻度や範囲の増加等を図ること

(4) 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、リスク評価の厳格化等が必要でないかを検討し、その結果をリスク管理体制へ反映させること

2 会員は、顧客の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際し、例えば、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等、追加的な措置の実施に努めなければならない。

(継続的な顧客管理・本人特定事項の更新)

第12条 会員は、次の各号の方法に掲げる方法その他会員が必要とする方法をもって、継続的な顧客管理を実施しなければならない。なお、継続的な顧客管理により得られた顧客情報等を踏まえ、適宜顧客のリスク評価を見直さなければならない。

(1) 取引類型や顧客類型等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧

客管理の方針を決定し、実施すること

- (2) 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
- (3) 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること
- (4) なりすましの疑い等を的確に判断するため、確認した本人特定事項等に変更があった場合には顧客が会員に変更後の情報を届け出る旨を約款に盛り込むこと等の方法を用いて、顧客の最新の本人特定事項等を把握するための措置を講じること
- (5) 定期的に顧客情報の確認を実施し、かつ確認の頻度や取得・検討する情報の範囲を顧客のリスクに応じて異にすること

(取引先の管理)

第 13 条 会員は、国内外の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等（以下「取引先」という。）との間で暗号資産関連デリバティブ取引又は暗号資産の交換等（資金決済法第 2 条第 7 項に定めるものをいう。）等を行う場合には、次の各号に掲げる事項の情報を収集・確認の上、当該取引先におけるリスクを評価し、適切な低減措置を講じなければならない。

- (1) 取引時確認等の措置（海外事業者にあつてはそれに相当する措置。以下同じ。）を的確に行うために必要な設備・機能及び統括管理者の設置状況
- (2) 所在国の公的機関からの監督状態

2 会員は、取引先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を確認するために必要な体制を整備し、定期的に監視しなければならない。

(取引の謝絶)

第 14 条 会員は、必要とされる情報の提供を顧客から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討しなければならない。

第 4 章 取引時確認等

(通常取引時確認の対象取引)

第 15 条 会員は、犯収法の規定にかかわらず、暗号資産関連デリバティブ取引業務のうち、次の各号に掲げる取引を、犯収法第 4 条第 1 項の規定による確認及び当該確認とともに同条第 4 項の規定による確認（以下併せて「通常取引時確認」という。）の対象取引として取り扱わなければならない。

- (1) 暗号資産関連デリバティブ取引業務に関し、継続的に若しくは反復して暗号資産関連デリバティブ取引を行うこと又は顧客の金銭を管理することを内容とする契約の締結

(2) 暗号資産関連デリバティブ取引

2 会員は、前項第2号及び第3号の取引について、敷居値を設け、通常取引時確認を行わないこととすることができる。この場合、会員が定める敷居値は次の各号の値以下としなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる取引 200万円

(2) 前項第3号に掲げる取引 10万円

3 会員は、同一の顧客等との間で二以上の取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、前項の規定を適用する。

(特別な注意を要する取引等に対する措置)

第16条 会員は、次の各号に掲げる暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る取引について、通常取引時確認に加え、第11条第1項の規定による厳格な顧客管理を行わなければならない。

(1) 疑わしい取引

(2) 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

(3) 会員においてリスクが高いと評価している取引(次条各号に掲げる取引を除く。)

2 会員は、前項各号に掲げる取引については犯収法第4条第3項を適用してはならない。

3 会員は、第1項各号に掲げる取引について、取引の都度、第11条第1項(1)及び(2)に掲げる措置を実施しなければならない。

(ハイリスク取引に対する措置)

第17条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務のうち、次の各号に掲げる取引について、犯収法第4条第2項の規定による確認及び当該確認とともに行う同条第4項の規定による確認(以下併せて「厳格な取引時確認」という。)に加え、第11条第1項の規定による厳格な顧客管理を行わなければならない。

(1) 取引の相手方が顧客若しくはその代表者等(会員との間で現に取引の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。)になりすましている疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある場合における当該取引

(2) マネロン・テロ資金供与対策が不十分と認められる特定の国又は地域に居住し又は所在する顧客との取引その他当該国又は地域に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うことが疑われる取引

(3) 外国PEPs(犯収法施行令第12条第3項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省、経済産業省・国土交通省令第1号)(以下「犯収法施行規

- 則」という。)第15条に規定する者をいう。以下同じ。)との取引
- (4) 前3号のほか、会員においてリスクが特に高いと評価している取引
- 2 会員は前項各号に掲げる取引については犯収法第4条第3項を適用してはならない。
- 3 会員は、第1項各号に掲げる取引について、取引の都度、第11条第1項第1号及び第2号に掲げる措置を実施しなければならない。

(取引時確認の時期)

- 第18条 会員は、通常取引時確認又は厳格な取引時確認並びに第11条第1項(1)及び(2)に掲げる措置が必要となる場合において、それらの措置(新規顧客については、顧客受入方針に照らし当該顧客に暗号資産関連デリバティブ取引業務を提供することが可能であることの確認を含む。)が完了する前に、顧客に対し暗号資産関連デリバティブ取引業務に係るサービスを提供してはならない。
- 2 前項に加え、会員は、前項に定める措置が必要となる場合において、それらの措置が完了する前に、暗号資産関連デリバティブ取引業務を除く一部サービスの提供を開始する場合には、そのリスクを評価し、当該リスクに見合った低減措置を適切に実施しなければならない。
- 3 前項における通常取引時確認又は厳格な取引時確認の完了とは、会員が次の各号に掲げる方法により顧客又は代表者等の本人特定事項の確認を行う場合においては、それぞれ当該各号に定める措置の完了をいうものとする。
- (1) 犯収法施行規則第6条第1項第1号ロ若しくはチホ又は同項第3号ロ、ハ若しくはニ(同規則第12条により準用する場合を含む。また、当該号の細分において取引関係文書の送付が求められている場合に限る。)に掲げる方法
当該方法において送付した取引関係文書(犯収法第6条第1項第1号ロに定める取引関係文書をいう。以下同じ。)が顧客又は代表者等に到達したことを確認する措置
- (2) 犯収法施行規則第6条第1項第1号トに掲げる方法
- ア. 当該ト(1)の方法による場合、確認記録に記録されている顧客又は代表者等と同一であることを確認する措置
- イ. 当該ト(2)の方法による場合、振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受ける措置
- (3) 犯収法施行規則第6条第1項第1号ル(同規則第12条により準用する場合を含む。)に掲げる方法 当該ルに定める伝達を受けたことを確認する措置
- (4) 犯収法施行規則第6条第1項第1号ヲからカ(同規則第12条により準用する場合を含む。)に掲げる方法 当該ヲからカに定める情報の送信を受ける措置(同号ワの方法をとる場合にあっては、会員が当該ワに定める署名検証者である場合に限る。)

(厳格な取引時確認における資産及び収入の状況の確認)

第 19 条 会員は、第 17 条第 1 項各号に掲げる取引を行う場合には、あらかじめ顧客の資産及び収入の状況を確認しなければならない。ただし、取引金額について敷居値を設け、当該敷居値を上回る取引額の場合に限り資産等の確認を行うこととすることができる。

第 5 章 確認記録及び取引記録

(確認記録の添付資料の取扱い等)

第 20 条 会員は、犯収法施行規則第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項各号に掲げる事項のうち、会員がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。

2 会員は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。

3 会員は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。

(取引記録の作成・保存)

第 21 条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る取引を行った場合、犯収法第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、犯収法施行令第 15 条第 1 項各号に掲げる取引を含め、直ちに犯収法第 7 条第 1 項に規定する記録（以下「取引記録」という。）を作成しなければならない。

2 会員は、犯収法上の特定取引に当たらない取引であっても、暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る取引については、その取引記録の作成・保存が必要となることに留意しなければならない。

(その他の記録の保存)

第 22 条 会員は、本人確認資料等の証跡のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存しなければならない。

2 会員は、第 11 条第 1 項及び第 16 条第 3 項の規定による措置を行った結果（第 17 条第 3 項に基づき第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の措置を実施した結果を含む。）に関する記録を作成し、確認記録又は取引記録とともにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は代理等の行われた日から 7 年間保存しなければならない。

第 6 章 疑わしい取引

(疑わしい取引の判断)

第 23 条 会員は、犯収法第 8 条第 1 項に規定する判断を行う際には、同条第 2 項及び犯収法施行規則第 26 条及び第 27 条に従って判断するほか、外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、国・地域、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮し判断しなければならない。

- 2 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る全ての取引について前項の判断をする必要があることに留意しなければならない。

(疑わしい取引の届出)

第 24 条 会員は、顧客との間で行った取引が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、直ちに金融庁長官に疑わしい取引の届出を行わなければならない。

- (1) 暗号資産関連デリバティブ取引業務に関連して収受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合
- (2) 顧客等が暗号資産関連デリバティブ取引業務に関し組織的犯罪処罰法第 10 条の罪若しくは麻薬特例法第 6 条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合

(疑わしい取引管理)

第 25 条 会員は、顧客の属性、取引時の状況その他会員の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切に検討・判断し、法律に基づく義務を履行するほか、疑わしい取引の届出状況等を自らのリスク管理体制の強化にも必要に応じ活用しなければならない。

- 2 会員は、その業務内容に応じて、IT システムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を検知・監視・分析しなければならない。
- 3 会員は、実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直さなければならない。
- 4 会員は、疑わしい取引の届出を複数回行うなど、疑わしい取引を契機にリスクが高いと判断した顧客について、当該リスクに見合った低減措置を適切に実施しなければならない。

第 7 章 業務体制

(体制整備)

第 26 条 会員は、自らの業務の内容、業容に応じてシステム、マニュアル等により、疑わしい取引等を検出・監視・分析する体制を構築しなければならない。

- 2 会員は、役職員が発見した組織的犯罪等による暗号資産関連デリバティブ取引業務に係るサービスの濫用に関する事案について適切な報告が行われるよう、体制を整備しなければならない。

- 3 会員は、取引の不正利用等を防止するため、必要に応じて適宜、取引時確認を実施するなど、取引の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じなければならない。
- 4 会員は、捜査機関等から暗号資産関連デリバティブ取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があったときその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがあると判断した場合には、以下の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 犯罪行為に利用された疑いのある取引を速やかに停止するための措置
 - (2) 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための措置
 - (3) 当該取引と類似する他の取引につき、リスク評価の厳格化等が必要でないかを検討し、その結果をリスク管理体制へ反映させるための措置

(被害者の救済)

第 27 条 会員は、第 26 条第 4 項に基づき、暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る取引や資金の払出しを停止した場合であって、かつ、当該暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る取引が犯罪行為に利用されたと認めるに足りる相当な理由がある場合又は口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると認められるに足りる相当な理由がある場合には、会員の管理下にある当該取引に係る金銭を被害者に返金若しくは返戻する等の被害回復のために必要な措置を講じること努めなければならない。

- 2 会員は、取引の不正利用に関する裁判所からの調査委託又は弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者に課せられた守秘義務を勘案しつつ、これら制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う体制を整備しなければならない。

(規程等の作成)

第 28 条 会員は、本規則のほか犯取法、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインその他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則を遵守するために必要な措置の実施手順及び対応要領に関する規程を作成しなければならない。

(情報検索システムの導入)

第 29 条 会員は、顧客や会員の株主及び役職員等の本人特定事項等を取得した場合、情報検索システムを導入するなどの措置を講じ、本人特定事項等を円滑かつ効率的に識別できるようにしなければならない。

- 2 会員は、顧客による個々の取引について、取引類型に係る自らのリスク評価も踏まえながら、異常取引や制裁リストに掲示されている者との関係性を検知するために、適切な取引モニタリング及びスクリーニングを実施しなければならない。

(ITシステムの活用)

第30条 会員は、自らの業務規模・特性等に応じたITシステムを活用し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定するなど、自らのITシステムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること。
- (2) 自らが導入しているマネロン・テロ資金供与対策に係るITシステム的设计・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じITシステムやその设计・運用等について改善を図ること。
- (3) 取引の特徴(業種・地域等)や抽出基準(シナリオ・敷居値等)別の検知件数・疑わしい取引の届出件数等について分析を行い、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえながら、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること。
- (4) 顧客や送金先等を検証するフィルタリングシステムについては、制裁リスト等が最新のものとなっているか検証するなど、的確な運用を図ること。
- (5) 内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、ITシステムの有効性を検証すること。
- (6) 他の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等と共通の委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、当該分析結果を反映した委託業務の実施状況の検証、必要に応じた独自の追加的対応の検討等を行うこと。

(データ管理)

第31条 会員は、確認記録・取引記録等について正確に記録し、かつ、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で整理するなど、データを適切に管理しなければならない。

- 2 会員は、取引時確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切に管理しなければならない。
- 3 前項の検証等に用いる情報として、次の各号に掲げる情報を把握・蓄積するものとする。
 - (1) 疑わしい取引の届出件数(国・地域別、顧客属性別等の内訳)
 - (2) 内部監査や研修(関係する資格の取得状況を含む。)等の実施状況
 - (3) マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告及び経営陣の議論の状況
- 4 会員は、把握・蓄積した情報を、必要に応じて速やかに当局等に提出できる状態をもってデータを管理しなければならない。

- 5 会員は、システムに用いられる顧客情報、確認記録、取引記録等のデータについては、網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用されているかを定期的に検証しなければならない。

(FinTech 等の活用)

第 32 条 会員は、新技術の有効性を積極的に検討し、他の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、FinTech その他 IT の新技術を活用する余地がないか、前向きな検討に努めなければならない。

第 8 章 体制

(経営陣の関与・理解)

第 33 条 会員は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けなければならない。

- 2 会員の経営陣は、会員におけるマネロン・テロ資金供与対策に対して主体的かつ積極的に関与し、会員の事業拠点・部門横断的なガバナンスにより、継続的に取り組むため、会員におけるマネロン・テロ資金供与対策の実施状況（マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の「対応が期待される事項」の実施に向けた取り組み状況を含む。）及びその改善の要否に関する責任部署の所見並びにその理由に関する報告を定期的に受け、当該報告の内容に応じ、必要な指示を行わなければならない。
- 3 会員は、役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与しなければならない。
- 4 会員は、前項の役員に対し、職務の執行に必要な情報を適時・適切に提供し、当該役員がマネロン・テロ資金供与対策について内外に説明できる体制を整備しなければならない。
- 5 会員は、マネロン・テロ資金供与対策の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与対策に関係する全ての管理部門とその責務を明らかにし、それぞれの部門の責務について認識を共有するとともに、主管部門と他の関係部門が協働する体制（当該部門とその担当役員が協働・連携する体制を含む。）を整備し、密接な情報共有・連携が図れるようにしなければならない。
- 6 会員は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、業務対応する部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行わなければならない。
- 7 会員の経営陣は、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等に自ら参加するなど、積極的に関与しなければならない。
- 8 会員は、役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵

守・取組み状況等が適切に勘案されるよう努めなければならない。

(統括管理者の選任)

第 34 条 会員は、前条第 3 項に規定する役員をもって、マネロン・テロ資金供与対策の統括管理者とし、本規則及び犯収法その他マネロン・テロ資金供与対策に係る法令諸規則及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの遵守にかかる教育訓練の実施、内部規程の作成、同法の遵守状況の監査等、取引時確認等の的確な実施のために必要な業務の一元的・効率的な指揮・監督にあたらせるものとする。

(担当部署の設置)

第 35 条 会員は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかを一元的に集約・判断する部署を定めなければならない。

(第 1 線・第 2 線による管理)

第 36 条 会員は、営業部門等（以下「第 1 線」という。）に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施できるようにしなければならない。

2 会員は、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、第 1 線に属する全ての職員が共有できるようにしなければならない。

3 会員は、コンプライアンス部門やリスク管理部門等の管理部門（以下「第 2 線」という。）の機能をもって、第 1 線におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況を日常的に確認するほか、低減措置の有効性の検証等を通じて、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制が有効に機能しているか、独立した立場から監視しなければならない。

4 会員は、第 1 線に対し、第 2 線を通じて、マネロン・テロ資金供与に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど、十分な支援を行わなければならない。

5 会員は、第 2 線にマネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置しなければならない。

(内部監査の実施等)

第 37 条 会員は、内部監査部門を設け、次の各号その他会員が必要と認める事項をもって監査計画を策定し、第 1 線や第 2 線から独立した立場から、定期的に、マネロン・テロ資金提供対策に係る内部監査を適切に実施しなければならない。

- (1) マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の適切性
- (2) 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等
- (3) 職員に対する研修の実効性
- (4) 異常取引の検知状況

(5) 検知基準の有効性等を含む IT システムの運用状況

(6) 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況

- 2 会員は、内部監査部門を通じて、独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続き・計画等の有効性について定期的に検証させ、必要に応じて、方針・手続き・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘させなければならない。
- 3 会員は、自らの直面するマネロン・テロ資金供与リスクに照らして、内部監査の対象・頻度・手法等を適切なものとしなければならない。
- 4 会員は、リスクが高いと判断した業務等以外についても、一律に内部監査の対象から除外せず、頻度や深度を適切に調整して監査を行うなどの必要な対応を行わなければならない。
- 5 会員は、内部監査部門が実施した内部監査の結果を監査役及び経営陣に報告するとともに、監査結果のフォローアップや改善に向けた助言を内部監査部門に行わせなければならない。
- 6 会員は、内部監査部門にマネロン・テロ資金供与対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置しなければならない。

(PDCA)

- 第 38 条 会員は、自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続き・計画等を策定し、顧客受入方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用しなければならない。
- 2 会員は、リスクの特定・評価・低減のための方針・手続き・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断の検証を行わなければならない。
 - 3 会員は、リスク低減措置を講じてもお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や第 2 線による更なる措置の実施の必要性につき、検討しなければならない。
 - 4 会員は、第 2 線及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理体制の実効性を検証しなければならない。
 - 5 会員は、前項における実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続き・計画等や管理体制等についても必要に応じ見直しを行わなければならない。
 - 6 会員は、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けるものとする。
 - 7 会員は、マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置するよう努めなければならない。

い。

(グループベースの管理体制)

第39条 会員がグループ(海外拠点を含む。)を形成している場合には、会員は、グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえつつ、顧客受入方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で整合的な形で、これを実施しなければならない。

2 会員は、グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有体制を整備しなければならない。

3 会員(海外拠点等を有する場合に限る。以下第4項から第6項において同じ。)は、各海外拠点等に適用されるマネロン・テロ資金供与対策に係る法規制等を遵守するほか、各海外拠点等に内在するリスクの特定・評価を行い、可視化した上で、リスクに見合う人員配置を行うなどの方法により適切なグループ全体での低減措置を講じなければならない。

4 会員は、各海外拠点等に適用される情報保護法制や外国当局のスタンス等を理解した上で、グループ全体として整合的な形でマネロン・テロ資金供与対策を適時・適切に実施するため、異常取引に係る顧客情報・取引情報及びその分析結果や疑わしい取引の届出状況等を含む、必要な情報の共有や統合的な管理等を円滑に行うことができる体制(必要なITシステムの構築・更新を含む。)を構築しなければならない。また、海外業務展開の戦略策定に際しては、こうした体制整備の必要性を踏まえたものとしなければならない。

5 会員は、各海外拠点等の属する国・地域の法規制等が、我が国よりも厳格でない場合には、当該海外拠点等も含め、我が国金融機関等グループ全体の方針・手続・計画等を整合的な形で適用・実施し、これが当該国・地域の法令等により許容されない場合には、次の各号の事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報を提供しなければならない。

(1) 当該国・地域

(2) マネロン・テロ資金供与対策を講じることができない具体的な理由

(3) 暗号資産関連デリバティブ取引に係る業務がマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

6 会員が外国暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者グループの在日拠点である場合、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスク管理体制及び国内の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たさなければならない。

(職員の確保、育成等)

第40条 会員は、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて必要とされる知識、専門性の保有状況ほか、取引時確認等の措置を的確に行うことができる職務への適合性について、採用や研修等を通じて継続的に確認しなければならない。

- 2 会員は、取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 会員は、役職員が、その役割に応じて、顧客管理の具体的方法についての的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図ると共に、適切かつ継続的な研修等を行わなければならない。
- 4 会員は、当該研修等の内容が、自らの直面するリスクに適合し、必要に応じ最新の法規制、内外の当局等の情報を踏まえたものであり、また、職員等への徹底の観点から改善の余地がないか分析・検討しなければならない。
- 5 会員は、研修等の効果について、研修内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により、確認しなければならない。
- 6 会員は、全社的な疑わしい取引の届出状況及び第2線に寄せられる質問内容・気づき等を第1線に還元するほか、第1線内に当該情報を各職員に的確に周知させるなど、第1線におけるリスク認識を深めなければならない。
- 7 海外拠点等を有する会員グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修内容についても定期的に見直すよう努めなければならない。
- 8 海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める会員グループにおけるリスク評価の担当者が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修や関係する資格取得に努めるよう体制整備を行うよう努めなければならない。

(外部委託先等の管理)

第41条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務又はマネロン・テロ資金供与対策に係る業務を外部の第三者（以下「外部委託先等」という。）に委託等する場合においても、当該業務等を自らのマネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの枠組みの下で位置付け、リスクの特定・評価・低減の措置を着実に実行するために必要な委託先等管理に係る体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、外部委託先等との間で委託契約等を締結する場合には、あらかじめ取引時確認、取引モニタリングその他マネロン・テロ資金供与対策に係る業務の分担及び責任の所在について合意しなければならない。